○国土交通省告示第七百五十五号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
（略）				（略）
鉄道技術開発費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	（略）	三八年
			旅館用又はホテル用のもの	
			延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一年
			その他のもの	三九年
鉄道施設災害復旧費補助金			（略）	（略）
（略）		れんが造、石造又はブロック造のもの	（略）	（略）
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三四年
			その他のもの	三六年
			（略）	（略）
		木骨モルタル造のもの	（略）	（略）

改正前

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
（略）				（略）
鉄道技術開発費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	（略）	三八年
（新設）			旅館用又はホテル用のもの	
			延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	（新設）
（略）			その他のもの	（新設）
			（略）	（略）
		れんが造、石造又はブロック造のもの	（略）	（略）
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三四年
			（新設）	（新設）
			（略）	（略）
		木骨モルタル造のもの	（略）	（略）